【1992 年 12 月 15 日】被用者年金制度間調整事業の見直しについて
公的年金制度に関する関係閣僚懇談会

被用者年金制度間調整事業の見直しについて

平成 4 年 12 月 15 日
公的年金制度に関する関係閣僚懇談会

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(平成元年法律第 87 号)附則第 6 条に基づく制度間調整事業の見直しとして、以下の措置を講ずることとする。

1. 日本鉄道共済組合に対する交付金についての特例減額措置は、平成 2 年度から 4 年度までの間の措置とされているが、制度間調整事業が公的年金制度の一元化完了までの間の措置であること等を踏まえ、当分の間継続することとし、そのための所要の法案を次期通常国会に提出する。
2. 平成 5 年度及び 6 年度における上記特例減額措置の額については、日本鉄道共済組合の財政状況等を踏まえ、現行の 1,150 億円から 970 億円に減額し、平成 5 年度予算編成を行うこととする。